

# 登記手続案内のお知らせ



## 宇都宮地方法務局

宇都宮地方法務局では、登記手続案内は、**予約日時に、窓口、電話又はウェブ会議サービスによって案内いたします。**

ご予約は、下記の事前予約用ダイヤルまでお電話いただくか、HPから法務局手続案内予約サービスをご利用ください。

電話での登記相談をご希望されたお客様には、**予約日時に法務局職員から連絡します。**

### 事前予約用ダイヤル



不動産登記部門	028-623-0916	大田原 支 局	0287-23-1155
法 人登記部門	028-623-0918	栃 木 支 局	0282-22-1068
日 光 支 局	0288-21-0309	足 利 支 局	0284-42-8101
真 岡 支 局	0285-82-2279	小 山 出張所	0285-22-0361

# 登記手続案内をご利用のみなさまへ

完全予約制により、窓口、電話及びウェブ会議サービスによる登記相談を承っています。

電話での登記相談をご希望された方に関しては、予約日時に法務局職員からお



## ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



## 事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



## 補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



## 見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



## ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



## 申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。

(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

宇都宮地方法務局